長野県上伊那広域水道用水企業団職員の服務の宣誓に関する条例

(昭和 55 年 4 月 1 日 条 例 第 6 号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第31条の規定に基づき、宣誓に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(服務の宣誓)

- 第2条 新たに職員となった者は、任命権者の定める上級職員の前において、宣誓書 (別記様式) に署名押印してからでなければその職務を行ってはならない。 (補則)
- 第3条 この条例に定めるもののほか、服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が 別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式(第2条関係)

官 誓書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且 つ擁護することを固く誓います。

私は、地方自治体の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に 運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を 執行することを固く誓います。

年号 年 月 日

氏名